# 一般財団法人ふくしま百年基金 役員報酬等支給規程

#### (総則)

第1条 この規程は、一般財団法人ふくしま百年基金(以下、「財団」という)の定款第36条の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員及び顧問の報酬及び費用に関する事項について定める。

2 常勤役員とは、週3日以上勤務する役員をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。

## (報酬等の種類)

第2条 役員に支給する報酬等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員は年俸制とし、月額報酬を支給できる。また、期末手当を支給することができる。
- (2) 非常勤役員は無報酬とする。
- (3) 常勤役員、非常勤役員、評議員及び顧問には、財団の職務執行に伴って発生する費用を弁償することができる。
- 2 顧問は無報酬とする。

## (月額報酬)

第3条 常勤役員には評議員会において定める総額の範囲内において、別表第1に掲げる 等級に基づき、理事会によって財団の経営状況、社会情勢等を勘案して決議された額とする。

## (報酬の支払日)

第 4 条 常勤役員の月額報酬(期末手当を除く。以下、次条において同じ。)の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前営業日に支給する。

#### (月額報酬の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員となった者には、その日から月額報酬を支給する。

- 2 常勤役員が離職したときは、その日まで月額報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡したときは、その月まで月額報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項で支給する場合にあって、月の初日から支給しない場合又はその期間の末日まで支給しない場合の月額報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

#### (期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日及び支給日前1ヶ月以内にそれぞれ在勤する 常勤役員に支給することができる。

- 2 前項の期末手当の支給日は、それぞれ 6 月 25 日及び 12 月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、月額報酬の支払日に準じる。
- 3 期末手当の額は、常勤役員が受けるべき役員の報酬の月額に、職員給与規程で定める一般職員に支給する期末手当の支給割合に準ずる割合を乗じて得た額とする。ただし、支給割合は、財団の経営状況、社会の経済状況等を勘案し、理事会において決議することができる。

## (通勤手当)

第7条 常勤役員には、月額報酬及び期末手当とは別に、通勤手当を支給できる。

2 通勤手当の額は、職員給与規程で定める一般職員に支給する通勤手当の額に準じる。

#### (費用弁償)

第8条 常勤役員、非常勤役員、評議員及び顧問がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

#### (公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

#### (補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て行なう。

#### 附則

(1) この規程は、2018 年 12 月 14 日から適用する。なお、2018 年 4 月 11 日に遡って適用することを可能とする。

別表第1 常勤役員の月額報酬

第 1 級	160,000	第 16 級	310,000
第 2 級	170,000	第 17 級	320,000
第 3 級	180,000	第 18 級	330,000
第 4 級	190,000	第 19 級	340,000
第 5 級	200,000	第 20 級	350,000
第 6 級	210,000	第 21 級	360,000
第7級	220,000	第 22 級	370,000
第 8 級	230,000	第 23 級	380,000
第 9 級	240,000	第 24 級	390,000
第 10 級	250,000	第 25 級	400,000
第 11 級	260,000	第 26 級	410,000
第 12 級	270,000	第 27 級	420,000
第 13 級	280,000	第 28 級	430,000
第 14 級	290,000	第 29 級	440,000
第 15 級	300,000	第 30 級	450,000